

Public Information Furubira

2014[平成26年]

広
報

ふるびら



3月14日 吉平中学校卒業式
(撮影場所：吉平中学校体育館)

平成26年度 町政執行方針（抜粋）

3月5日に開会された第1回定例会で町長より「町政執行方針」が、教育長より「教育行政執行方針」が述べられました。その内容についてお知らせいたします。



町政執行方針を述べる本間町長

予算編成方針

24年度決算の財政健全化を示す4つの指標は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っているものの、今後は小学校改築事業を含めた大型建設事業の公債費の影響を受けるこ

ととなり、各比率が上昇するものと推測されます。また、依然として本町は地方交付税頼みで自主財源に乏しく、国の情勢ひとつで更なる悪化が危惧されています。そのような状況で26年度の予算は最も効率的で効果的な行政運営となるべく編成しました。

産業振興

◇水産加工業

水産加工業協同組合及び傘下の事業所が自己破産し、経済に大打撃となる事態になりつつあります。当面は離職者に対する相談・支援のほか、様々な制度を活用した雇用の安定を図ります。また、伝統ある「たらこ」製造業の灯を絶やさないためにも、中小企業庁の支援策を活用し企業の再生、再チャレンジする方の支援に

努めます。

◇漁業の振興

水産物流通荷さばき施設の工事は順調に推移しており、指定管理者である東しゃこたん漁協が本格稼働にむけ準備を進めています。また、東しゃこたん漁協が主体となつて、老朽化が進んでいる製氷・貯氷施設を建替える計画となっており、建設費用の一部を補助する予定です。

国の直轄事業は漁協前から丸屋根岸壁手前までの210mについて、岸壁と道路の改良工事が予定されています。

その他、種苗放流等従来事業については基本的に継続し、事業の効果などを検証していきます。

◇農業の振興

国は26年度を農政改革の実行元年と位置づけ、新たな経営所得安定対策等の創設を進めています。米の直接支払交付金が半減したうえに時限措置となるなど先行き不安な状況です。TP交渉も大筋合意には至ら

ず交渉が長期化する見込みで、今後の動きを注視していきます。

古平農協が1月末に解散し財産等の引継も完了しました。農業者の方々には今後も従来通りのご協力をお願いいたします。

◇林業の振興

森林環境保全整備事業として今年度も林道チヨペタン線内の町有林、11・6haの下刈整備を実施します。

植樹祭は例年同様、10月下旬に町営牧場内で開催を予定しています。

今年度も、22年度に発生した林道チヨペタン線の法面崩落箇所を地域づくり総合交付金を活用して整備する予定です。

港町地区幾井宅裏の「西の沢川治山事業」は、北海道で治山ダム3基の建設開始を予定しており、3度目の入札を3月中に実施する予定です。

◇商工業の振興

町外への購買流出抑制と町内での消費の拡大を目的として、引き続きプレミアム

△商品券発行事業へ助成します。

商工会が中心となつて町内経済の活性化を図れるよう引き続き商工会の運営に對して支援いたします。

◇観光振興

昨年度上期（4～9月）の町外からの観光客入込数は、65、177人で前年同期比2・8%減でした。老朽化した家族旅行村は年次計画を立て改修を進めます。また、漁協祭では水産物流通荷さばき施設や製氷・貯氷施設の見学などを取り入れ水産物の「安全・安心」をアピールして来場者の増加を図ります。

生活環境施策

◇道路事業

道路ストック総点検事業として、主要道路の路面及び街路灯の損傷・劣化状況の調査のほか、高齢者複合施設道路のアクセスについて現道の改良や新道の整備に係る調査事業を行います。除雪機械の更新事業とし

てロータリー除雪車1台とシャッター付マルチプラウ1機を購入します。
 防犯灯を徐々にLEDタイプに交換していきます。
 ◇河川事業

丸山川護岸の右岸14・5m、左岸18m区間の改修や沢江水路護岸整備16mを実施します。

◇住宅事業

住民の快適な住環境の整備のため、「住宅リフォーム支援補助金」を、所得制限を緩和して継続するほか、民間賃貸共同住宅を建設する法人または個人に対し補助する制度を新たに創設しました。

◇水道事業

老朽化した配水管の取り替え工事として御崎地区と新地地区を予定しています。消費税増税に係る上下水道料金の見直しについては27年10月からの増増税時の状況を見て対応します。

◇ごみ処理事業

北後志6市町村で共同処理している「燃やせるごみ」が前年同期と比較して若干

減少しているものの、他町村と比較すると依然として搬入量が多い状態であることから減量化対策を早急に着手すべき課題と考えています。

保健福祉施策

◇簡素な給付措置の実施

国は、消費税の引き上げにより、影響を受ける低所得者に対し、簡素な給付措置を実施します。26年度の町民税確定後に町民税非課税者等に対し給付予定です。

◇保健予防対策

町独自の事業として、高齢者肺炎球菌ワクチンや口タウシルスワクチンの予防接種を新たに実施します。従来から行っている各種健診や予防接種もこれまでどおり実施します。

◇地域医療の安定確保

本町の唯一の医療機関である小樽工キサイ会病院付属古平診療所に対して、経営維持のために赤字相当額の運営助成を行います。◇障がい者福祉の推進

25年4月から「障害者総合支援法」が施行され、段階的に施策が実施されており、今年度は障害支援区分の創設やグループホーム・ケアホームの一体化が進められます。これらの制度の周知や相談支援の充実に努めます。

◇国民健康保険

25年度の会計状況は前年度の黒字決算から一転して税収の減少などにより財源不足となります。また本町の医療費は22年度のピーク時以降減少傾向でしたが25年度は再び増加しています。26年度も引き続き医療費の適正化及び適切な保健事業の推進、国保税収納対策を強化していきます。

◇児童福祉

昨年度、就学前児童等の保護者を対象に行ったニーズ調査結果内容を盛り込んだ「子ども子育て支援計画」の策定を進めます。

幼児センターにおける3歳未満児の入園希望が増加していることから、保育スタッフを充実させながら保

育ニーズの多様化に添えていきます。保護者が安心して児童を通園させることができる保育環境の維持にも努めていきます。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターの事業内容をPRし、利用の拡大を図ります。



幼児センターもちつき会

まちづくり・人づくり

昨年改修したホームページは新鮮なデータを逐次更新するほか、町づくりに対する意見もお寄せいただきたいと思います。

小学6年生による「子ども未来会議」でのプレゼン

など、子どもの発想を大切にしながら未来の人づくりに取り組みます。

当面する諸課題

◇防災対策

防災無線（同報系）の整備が完了し2月3日から稼働点検を兼ねて放送を実施しています。今年度は防災無線を活用した住民避難訓練を実施予定で、防災無線の効果や問題点の検証を行います。

◇行政情報管理の多元化

戸籍・住民・税等の行政情報管理の多元化を進めるため、27年度から札幌市周辺の情報センターに電算機器や行政情報を退避させる方針を固めました。

◇戸籍の電算化

古い戸籍の摩耗や破損、戸籍の記載に使用しているタイプライターの製造・メンテナンス終了への対応のほか、大規模災害時における戸籍の保全のため、27年3月の稼働を目指して戸籍の電算化を進めます。

平成26年度 教育行政執行方針（抜粋）

教育委員会では、地域の教育力の低下や、家庭教育の低下などの問題を解消するために、学校、家庭、地域と連携した教育活動を推進していきます。



教育行政執行方針を述べる
成田教育長

学校教育の推進

◇小・中連携

小学校と中学校の違いについていけない「中一ギャップ」をなくすため、中学校の教諭が小学校で授業を行う乗り入れ授業を継続します。

◇習熟度別学習

特別支援教育支援員を継続して配置するなど、子どもたちの習熟度や理解の程度に応じた習熟度別学習を継続します。

◇生活習慣の定着

「生活リズムチェックシート」を作成し、学校と家庭が一体となって、家庭学習を含めた生活習慣の確立を推進します。

◇補習授業の実施

家庭学習時間の「学年×10分」を習慣化させるため、放課後や長期休業期間中の補習授業を継続していきます。

◇全国学力・学習状況調査

児童の学力・学習状況を把握し、学習指導改善を図るため今年度も実施します。

◇読書活動

児童生徒の知識や思考力、想像力を豊かなものにするため、ボランティアによる読み聞かせや学校で朝読書の時間を取り入れ、朝読書・家読書を推進します。

の時間を取り入れ、朝読書・家読書を推進します。

◇体力向上

基本的な体力や運動能力を身に付け、健やかな身体を育むことができるよう、休み時間の屋外での遊びの奨励、「全校マラソン大会」を継続して実施します。

◇食育授業

正しい食習慣を身に付けさせるため、栄養教諭による授業を実施します。また、学校給食に地場産物を取り入れ、地域と連携した取り組みを実施します。

◇いじめ・不登校未然防止

人を思いやる心や規範意識の醸成など子どもたちの豊かな道徳教育を充実させます。

◇子どもの安全

災害や犯罪など安全に関する基礎的・基本的な知識や危機回避能力を身につけるため、安全指導の徹底や避難訓練を実施します。

◇教職員の研修活動の推進

指導方法の研究などに活かせるよう校内研修の充実や各研究機関が開催する講座等へ積極的に受講するよう奨励します。

生涯学習・スポーツの推進

座等へ積極的に受講するよう奨励します。

◇生涯学習活動情報の発信

広報誌やホームページを活用し生涯学習ボランティア事業や生涯学習情報の提供に努めます。

◇家庭教育

家庭教育講座を開催するほか、子育てサポーターを養成し家庭教育の支援に努めます。また、家庭学習の習慣化を図るため「ふるびら通学合宿」や「夏・冬休みレベルアップ大作戦」を継続します。



夏・冬休みレベルアップ大作戦

◇少年教育

生活能力、社会的マナーを育てる必要があることから「少年少女わんぱく王国」などの体験活動を中心として「生きる力」を育む事業を行います。

◇青年教育

地域に根付いたリーダー養成のため、学習機会の提供や地域活動への積極的な参加を進めます。

◇高齢者教育

高齢者の生きがいや健康を高めるため、60歳以上の「たけなわ学級」を継続し、学んだ知識や経験を活かせる活動を行います。

◇芸術文化活動

想像力や感性を育むため文化団体などへの積極的な参加を促す情報提供をするほか、郷土の伝統芸能を継承する担い手の育成に努めます。

◇スポーツ活動

各種教室や大会等への積極的な参加を促すため、高齢者のためのプログラムを取り入れるなど、どの年代でも取り組める生涯スポーツの実施に努めます。

平成26年度一般会計予算 31億4,700万円

平成26年度予算が、第1回定例会で可決されました。本年度の一般会計当初予算は高齢者複合施設や防災関係の大型建設事業を計上した前年度の当初予算と比較して6億2,100万円減の31億4,700万円となりました。

会計別の予算額

区分	予算額			
	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	比較 (A-B)	増減率 (A-B)/(B)
一般会計	31億4,700万円	37億6,800万円	△6億2,100万円	△16.5%
特別会計	7億5,460万円	7億6,080万円	△620万円	△0.8%
特別会計内訳				
国民健康保険事業	2億300万円	1億9,800万円	500万円	2.5%
後期高齢者医療	7,190万円	5,970万円	1,220万円	20.4%
簡易水道事業	1億7,100万円	1億9,600万円	△2,500万円	△12.8%
公共下水道事業	2億6,200万円	2億6,750万円	△550万円	△2.1%
介護保険サービス事業	4,670万円	3,960万円	710万円	17.9%
総額	39億160万円	45億2,880万円	△6億2,720万円	△13.8%

一般会計歳入

町が自主的に収入することができ、財源のうち町税は前年度当初予算比3・9%増の2億2,293万5千円、ほかに、使用料・手数料などを合わせた自主財源は全体の11・2%の3億5,466万5千円となっています。

一方、地方交付税、国・道支出金、町債などのように、その調達を国や道に依存している依存財源は27億9,233万5千円と全体の88・8%を占めています。地方交付税は前年度比2%増の17億6,700万円、国・道支出金や町債は前年度に高齢者複合施設などの大型建設事業が計上されていたためそれぞれ減額となり、国・道支出金は前年度比24・6%減の6億3,467万4千円、町債は前年度比57・3%減の3億1,440万円となっています。

また、今年度も収入の均衡を図るため財政調整基金(貯金)を3,850万円取り崩す編成となっています。

一般会計歳出

一般会計の歳出は、建設事業が前年度当初予算比63・1%減の4億1,793万3千円、職員給料などの人件費は退職者が多かったため前年度比8・1%減の5億4,019万3千円、物件費は新たな事業として道路ストック総点検事業などを計上したため前年度比9・4%増の4億1,180万8千円、小樽掖済会病院附属古平診療所への運営助成金の増額のため補助費等は前年度比9・9%増の4億1,293万6千円となっています。

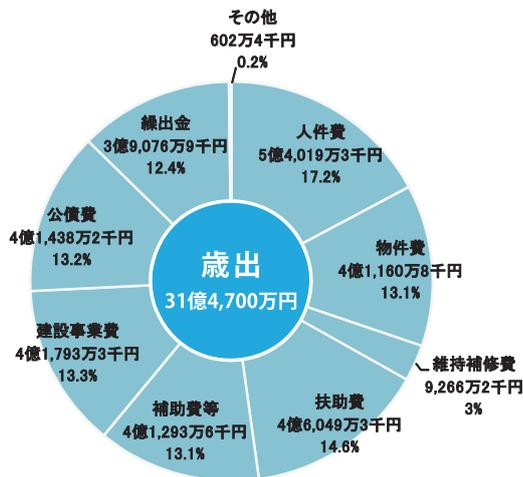
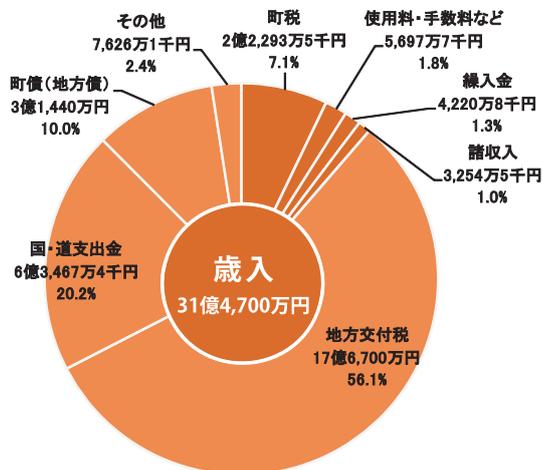
建設事業が大幅な減額となった主な内容は、戸籍電算化など電算システムの導入・更新事業や製氷・貯氷

施設整備事業などを計上したものの、前年度、高齢者複合施設や防災無線などの大型建設事業を多数計上していたためです。

全会計は39億160万円

一般会計、特別会計を合わせた全会計の予算総額は前年度比13・8%減の39億160万円となりました。前年度に比べ大幅に減額となりましたが、特別会計への繰出金や公債費(借金返済)は年々増加しており、これを穴埋めするために基金(貯金)の取崩しが必要となっています。

なお、その他の主な事業の詳細については来月号でお知らせします。



平成28年度から 基金(貯金)を大きく取崩す

5年間の中期財政収支見通しを議会へ報告

【表1】一般会計 中期財政収支見通し

＜歳入＞	(単位：百万円)										
	← 決算額 →					決算見込	予算計上	← 推計額 →			
区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
町税(地方税)	264	244	236	231	225	215	223	223	223	223	223
使用料・手数料など	66	61	58	60	67	53	53	53	53	53	53
繰 入 金	56	10	31	218	36	9	42	4	92	106	88
諸 収 入	38	79	41	39	54	72	37	35	35	35	35
前年度繰越金	37	91	166	167	159	149	81	0	0	0	0
地方交付税	1,562	1,659	1,780	1,801	1,858	1,818	1,767	1,753	1,693	1,687	1,671
国・道支出金	287	714	506	1,051	599	1,271	635	416	416	416	416
町債(地方債)	119	187	447	983	370	469	314	201	201	201	201
そ の 他	85	82	82	77	69	73	76	76	76	76	76
歳入合計 A	2,514	3,127	3,347	4,627	3,437	4,129	3,228	2,761	2,789	2,797	2,763
＜歳出＞	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人 件 費	508	513	552	552	545	549	540	544	556	549	546
物 件 費	299	329	337	326	354	385	411	411	411	411	411
維持補修費	78	85	109	105	136	122	93	93	93	93	93
扶 助 費	281	302	343	367	417	473	460	460	460	460	460
補 助 費 等	263	272	299	331	310	355	358	358	358	358	358
建設事業費	50	118	333	1,716	514	1,214	418	0	0	0	0
公 債 費	453	435	408	389	392	398	415	442	449	461	422
積 立 金	144	216	242	217	234	125	81	0	0	0	0
繰 出 金	330	346	427	394	342	419	446	452	462	465	473
そ の 他	17	345	131	71	4	8	6	1	0	0	0
歳出合計 B	2,423	2,961	3,181	4,468	3,248	4,048	3,228	2,761	2,789	2,797	2,763
形式収支(A-B)	91	166	166	159	189	81	0	0	0	0	0
実質的単年度収支	149	298	221	3	196	48	▲ 38	0	▲ 88	▲ 102	▲ 84
基金残高	547	763	974	973	1,171	1,287	1,330	1,330	1,242	1,140	1,056

※本財政収支見通しは総務省の「地方財政状況調査」の分類方法をベースに作成しているため、P5の平成26年度予算の区分と一部一致しない部分があります。

2月17日に行なわれた町議会(行財政構造改革調査特別委員会)で中期財政収支見通しを報告しました。中期財政収支見通しは、毎年見直されており、今回は平成30年度までの5年間で推計されています。

■平成26年度から基金の取崩しが計上される
表1の下の「実質的単年度収支」という欄が、各年度の決算が赤字か赤字かを示すものです。今後5年間では平成26年度と平成28年から30年度がマ

イナスとなっており、形式収支上は「0」としていませんが、実際は基金(貯金)を取崩しており、赤字となつていきます。赤字となつてしまう主な原因として、平成26年度は戸籍電算化事業などの電算

■地方交付税も減少
国から示された平成26年度地方財政計画の概要でマイナス1%と示され「別枠

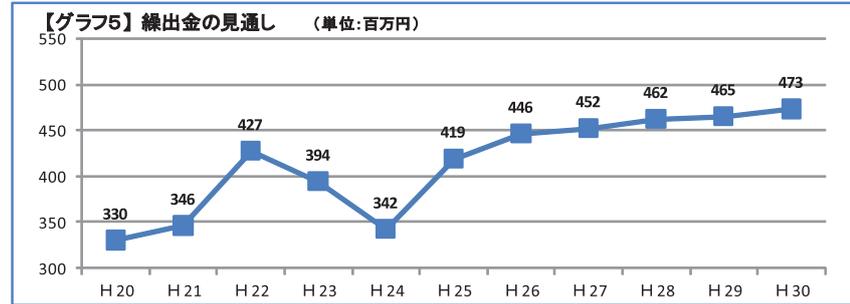
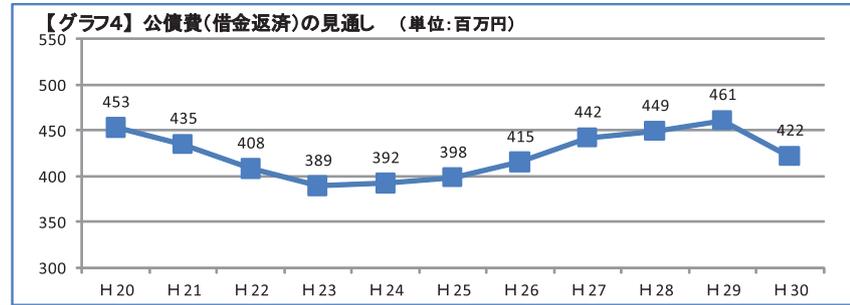
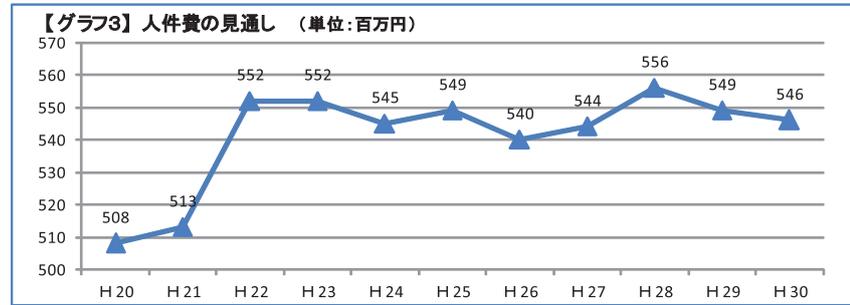
■基金残高は年々減少
平成25年度は基金(貯金)を取崩すことなく赤字となりましたが、平成26年度と平成28年度からは大幅な収支不足が生じ、その穴埋めをするため、基金(貯金)を取崩し、残高は年々減少する見込みです。(グラフ参照)

関係システムの導入・更新が集中していること、平成28年度以降は、町の収入の約半分を占める、地方交付税が大きく減少すると推計されることや、温泉や小学校などの大型建設事業の公債費(借金返済)、特別会計への繰出金が年々増加していくことなどが原因です。これらのことから、平成27年度以降の建設事業を抑制しても、平成28年度からは大幅な収支不足が生じ、基金(貯金)の取崩しが必要になります。

■公債費（借金返済）は平成29年度がピーク
平成22年度事業の温泉、平成23、24年度事業の小学校、平成25年度事業の防災無線、水産物流通荷さばき所、高齢者複合施設など大型建設事業の借入金の返済

■人件費は横ばい
平成25年度は職員給与の5%削減や自己都合による退職者が多かったため、大幅減となる見込みです。平成26年度以降は職員給与5%削減を回復します。
また、退職者の再任用を進めるほか、退職者が出たら、その分の職員を採用する予定ですので、人件費は横ばいで推移する見込みです。（グラフ3参照）

加算」という制度も継続が不明な状況のため、平成28年度までに廃止される前提で推計しました。
また、平成28年度からは新たな国勢調査人口が基礎数値となるため人口減による影響も反映しています。（グラフ2参照）



で、公債費（借金返済）は平成29年度がピークとなり
ます。
防災無線、水産物流通荷さばき所は国の臨時交付金を受けることができたため、昨年度の見通しよりは減少しましたが、それでも公債費（借金返済）は年々増加
します。
平成30年度以降はクリー

■繰出金は年々増加
繰出金は一般会計から特
ンセンター、幼児センター
建設の借入金返済が完了す
るため減少となる見込みで
す。（グラフ4参照）
ただし、この数値につい
ては平成27年度以降借入を
しない前提で推計していま
す。

別会計へ支出される経費の
ことで、特別会計である介
護保険事業、下水道事業、
簡易水道事業などへの繰出
金が年々増加します。（グ
ラフ5参照）
■今後も見直しを行い堅実
な財政運営をしていく
これまで基金を取崩すこ
となく行ってきた財政運営

も、公債費（借金返済）が
増加するうえに、古平町の
収入の大半を占める地方交
付税が今後は大きく減少す
ると推測されるなど、厳し
い状況が見込まれています。
今後も毎年、財政収支見
通しを行い、堅実な財政運
営を行っていきます。

第2回臨時議会で審議された案件

2月17日の第2回臨時議会では、次の案件が審議されました。

〈議案第3号〉 原案可決

平成25年度古平町高齢者複合施設整備工事請負契約の変更について

古平町高齢者複合施設整備工事請負経費を4億2,446万8,223円から4億2,030万7,975円に変更するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

〈議案第4号〉 原案可決

古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者の指定について

古平町高齢者複合施設（高齢者住宅部門）の指定管理者を社会福祉法人古平福祉会とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

〈議案第5号〉 原案可決

古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について

古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者を東しやこたん漁業協同組合とするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

第1回定例議会で審議された案件

3月5日から13日まで開催され平成26年度各会計予算のほか次の案件が審議されました。

〈議案第12号〉 原案可決

平成25年度古平町一般会計補正予算（第8号）

現行予算に3,940万5千円を追加し、予算総額を35億2,932万3千円とするものです。主な内容は事業費確定に伴う財源、執行残などを整理するものです。

〈議案第13号〉 原案可決

平成25年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現行予算から1,234万8千円を減額し、予算総額を2億3,849万7千円とするものです。主な内容は保険給付費の減少に伴い後志広域連合への負担金を減額するものです。

〈議案第14号〉 原案可決

平成25年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

現行予算から252万4千円を減額し、予算総額を1億9,122万2千円とするものです。主な内容は水道使用料収入が落ち込んだことに伴い、財政調整基金を増額して繰り入れるものです。

〈議案第15号〉 原案可決

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例案

地方公務員法の改正により高齢者部分休業の期間を「定年退職日から5年さかのぼった日後の日から定年退職日まで」から「55歳から定年退職日まで」に変更するものです。

〈議案第16号〉 原案可決

古平町温泉保養センター設置条例の一部を改正する条例案

ふるびら温泉しおかぜの休業日を第1・3金曜日から第1・3木曜日に変更するものです。

〈議案第17号〉 原案可決

古平町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路法施行令の改正により市町村ごとに級地区分を設定し、占用料を規定したものです。

〈議案第18号〉 原案可決

古平町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案

社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱基準は文部省令を参照して条例で定めることとされたことから、社会教育委員の委嘱基準を規定したものです。

〈議案第19号〉 原案可決

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約について

古平町も加入している右の組合の構成団体に解散による脱退や名称変更があり、規約を変更するため、地方自治法第290条に基づき、構成団体の議会の議決を求めます。

〈議案第20号〉 原案可決

後志広域連合規約の一部を変更する規約について

岩宇地区における介護認定審査会に係る費用負担割合の変更により規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、構成団体の議会の議決を求めます。

〈議案第21号〉 原案可決

北後志地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

古平町が北後志4町村とともに共同設置している右の審査会が、障害者総合支援法が施行され、「障害程度区分」が「障害支援区分」に変更されることにより規約を変更するため、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、構成団体の議会の議決を求めます。

雪の上で熱戦繰り広げる！

第4回ふるびらキックゴルフ大会



B & G 財団会長杯争奪ふるびらキックゴルフ大会が2月23日、古平小学校前の多目的運動広場で開催されました。

キックゴルフは、サッカーボールなどを蹴り、雪の中に埋まった「たらい」に入れるゲームで、入れるまでの蹴った回数の少なさを競います。冬季間の運動不足解消や健康の維持増進などを目的に開催されており、今年で4回目です。

今回は、大人の部には町内の職場などから4チーム、小学生の部には3チームが参加し、1チーム4人が12ホールを回り、寒さを忘れて楽しんでいました。

狙ったとおりにはボールを転がすことができず、整備されていらない雪の上に蹴り上げてしまう参加者



もいきましたが、コツを掴んだ参加者は上手に「たらい」に入れていました。個人戦で優勝した岩崎隆一さん（旭町）は「今年で3回目の出場。思ったとおりの場所に蹴ることができた。去年よりいい成績が出て良かった」と笑顔で話してくれました。団体戦、大人の部の優勝は古平中学校チーム、小学生の部の優勝はわんぱくAチームでした。個人戦優勝は岩崎隆一さんでした。

園児並んでひな壇を飾る

幼児センター ひなまつり会



3月3日、ひなまつりの由来や意味を知り、雰囲気を楽しむことを目的に、全園児が参加し、幼児センターで「ひなまつり会」が開催されました。

会の初めに「ひなまつりは身体の弱い女の子が雛人形を作って、体の悪い部分が治るようにお祈りしたことから始まった、女の子のおまつりです」とひなまつりの由来を学び、子どもたちがそれぞれ、折り紙などで作ったひな飾りの、上手くできたところ、難しかったところなどを発表しました。

その後、毎年行われており、子どもたちが会の中で一番楽しみにしている、「生き雛」の役を決めるくじ引きが行われました。お内裏様とお雛様になった、



たいよう組の茂野祥大さんと伊藤妃愛さんは大喜びしていました。くじ引きで選ばれたお内裏様やお雛様、三人官女、五人ばやしの衣装を着た子どもたちが登場すると歓声が上がっていました。

最後は、生き雛がひな壇に登り、全員で「うれしいひなまつり」を歌い、ひなあられを美味しくそくに食べていました。



高齢者複合施設・障害者就労継続支援施設

「ほほえみくらす」 「きょうどう」 完成

旧古平高校を改築した高齢者複合施設「ほほえみくらす」と障害者就労継続支援施設「きょうどう」が完成し、3月4日、内覧会が開かれました。183名の方が訪れ、高齢者住宅部分や食堂・喫茶などを見学しました。3月28日の開所式を経て4月1日のオープンとなりますが、今回は施設の概要などを紹介します。

ほほえみくらす

■高齢者住宅は23部屋

入居対象者は、高齢等のために独立して生活することに不安のあるおむね60歳以上で、古平町に住所を有し、一人暮らし又は高齢夫婦のみの世帯の方です。

2階と3階に合わせて23部屋あり、全ての部屋に、キッチン、電磁調理器、給湯器、風呂、洗面所、洋式トイレ、暖房器具、照明器具（居間のみ）、昇降式物干しが設置されています。

A・Bタイプは一人暮らしを想定しており、カーテンや仕切り戸で部屋を分けて使うことができる洋室です。C・Dタイプは夫婦世帯等を想定しており、洋室の他に和室もあります。入居費用等は表1を参照してください。

表1

居室種別	所得階層区分	月額家賃	備考
Aタイプ 1DK 7室	80万円未満	11,000円	1 所得階層区分における金額は、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入金額とします。
	80～125万円未満	15,000円	
	125万円以上	19,000円	
	生活保護受給者	19,000円	
Bタイプ 1LDK 4室	80万円未満	14,000円	2 夫婦世帯の場合は、収入金額を合算して計算します。
	80～125万円未満	19,000円	
	125万円以上	24,000円	
Cタイプ 2LDK 8室	80万円未満	19,000円	
	80～125万円未満	26,000円	
	125万円以上	32,000円	
Dタイプ 2LDK 4室	生活保護受給者	24,000円	
	80万円未満	21,000円	
	80～125万円未満	28,000円	
	125万円以上	36,000円	
	生活保護受給者	24,000円	

※入居時に敷金として家賃の3か月分をいただきます。
 ※電気、水道、灯油の使用料は各部屋に設置したメーターで確認した使用量に応じて負担していただきます。
 また、メーターの検針や集金の手間代として1部屋、1か月500円の管理料をいただきます。

→内覧会の様子



←1人暮らし用のBタイプ

→夫婦世帯用のDタイプ





2階 デイサービス

■管理人が24時間在中
急に具合が悪くなったり、緊急の場合などは、各部屋にナースコールが設置されており、24時間、管理人が対応しますので安心して生活することができます。

■各種生活応援サービスも充実
自炊が基本ですが、施設1階の食堂・喫茶を利用して食事をとることができます。また、1階には売店があり、日用雑貨等を購入することもできます。

2階には、デイサービスやホームヘルプ事業所、ケアマネジャーのいる居宅介護支援事業所などの介護サービス事業所があり、これらのサービスを利用しながら生活していくこともできます。



1階 喫茶・食堂

■喫茶・食堂は入居者以外も利用できます
1階玄関横にある喫茶・食堂や同じく1階にある売店は、利用者以外の一般の方も利用できます。平日の日中営業しており、喫茶・食堂のメニューは定食等のほかコーヒーやケーキなどを検討中で、売店では日用雑貨等を販売予定です。

■社会福祉法人古平福祉会が運営
高齢者住宅部分は指定管理者として、また、喫茶・食堂や売店のほかデイサービスなどの介護サービスの事業所を含め、ほぼえみくらす全体を社会福祉法人古平福祉会が運営していきます。

■改修工事費は5億1,006万2千円
改修工事費は、本体工事5億282万4千円（うち、町負担4億2,030万7,975円、社会福祉法人古平福祉会負担8,251万6,025円）と工事監理723万8千円（うち、町負担605万円、古平福祉会負担118万8千円）の、合わせて5億1,006万2千円でした。

■高齢者住宅の入居者募集は随時
1回目の入居者募集は3月14日で締め切られ、入居調整委員会の審査により入居者が決定します。その後、3月28日の開所式終了後から入居準備を開始します。
今後、部屋に空きができた場合には、随時チラシ等でお知らせし、入居者の募集を行います。

◇お問い合わせ先
役場 保健福祉課 介護支援係
電話 42-2182

きょうどう

■障害者就労継続支援施設として整備
町からの旧古平高校一部分の無償貸付けと改修費用4,185万2千円の補助を受けて、社会福祉法人古

平福祉会が、障害者就労継続支援施設として改修しました。



障害者就労継続支援施設
きょうどう

障害者の方の能力段階に合わせた作業訓練室が3部屋と、スタッフ室として2部屋が整備されました。
現在、歌葉地区にある、「きょうどう」や「みつくすベジタ」の一部が移転します。



作業訓練室

2/15(土)

「おじいちゃん・おばあちゃんと交流」～わんぱく王国・たけなわ学級 もちつき会

2月15日、文化会館で、「少年少女わんぱく王国」と「たけなわ学級」が開催され、もちつき会を実施しました。少年少女わんぱく王国から小学生18名、たけなわ学級からは12名の、合わせて30名が参加して交流を深めました。

小学生全員が交代で、年配者に杵の使い方を習いながらもちをついたり、つきあがったもちを一緒にちぎり、あんこに包んだり、きなこもちを作ったりして交流しました。

会の最後には自分たちで作ったあんこもちや、つきたてのもちを入れたお雑煮を食べました。余ったおもちを家族へ持って帰る子ども達もいました。

参加した小学6年生の藤野未来さんと山口夏樹さんが代表して、もちつきは楽しかった。おもちも美味しかったので「と感想を発表していました。



2/25(火)

「簡単な運動で転倒・骨折予防」～元気はつらつ運動教室

2月25日、地域福祉センターで、65歳以上の町民を対象に、元気はつらつ運動教室が開催され、12名が参加しました。

5回目となる今回は、やわらかいボールを使用した運動や、音楽に合わせて腕や足を動かして全身をほぐす運動など、バランス機能を高める運動を中心に、講師の辻田作業療法士、岸本運動指導士の手本を見ながら、おおよそ1時間行いました。

教室の最後には、次回までの宿題として、つま先とかかとをつけながら歩く「つぎ足歩行」など2つの運動が紹介されました。

参加者の藤野厚子さん(本町)は「参加して1か月になるが、体が柔らかくなったような気がする。みんなと会って話もできるので毎回楽しみにしている」と笑顔で話してくれました。



2/26(水)

「4月の入園が楽しみ」～幼児センター 1日入園

4月から入園予定の子どもたちを対象に、2月26日、幼児センターで、1日入園が実施されました。

平成25年度中に4歳になった子どもが対象で、今回は11名が参加し、保護者が働いているために、すでに通園している同年のにじ組の子どもたちと交流しました。

母親から離れて集団で活動することに慣れていないため泣いたり、動きまわったりしている子どももいましたが、4つのグループに分かれておひな様作りが始まると、きちんと席に座って、折り紙やクレヨンなどを使って可愛いおひな様を完成させていました。

最後に、にじ組の担任の本間千枝保育士が「4月からはにじ組のみんなと同じ青いスモッグを着て、黄色い帽子をかぶって、泣かないで元気に来てください」と話すと、参加した子どもたちは元気に返事をしていました。



3/3 (月)

「ピカソさんからの贈り物」 ～ 幼児センターへ贈り物

3月3日の早朝、幼児センターの玄関にきれいに包装されたダンボール箱が置いてありました。

箱の中には、プラスチックの野菜やお皿などのおままごとセットが入っていて、メッセージが添えられています。メッセージには「ピカソ」とだけ書かれていて、送り主は誰かわかりません。

ピカソさんからの贈り物は今回で4回目になり、今までに砂遊びで使うミニバケツセット10組とお便り帳などに貼るシール20束、色鉛筆70セット、折り紙とクレヨンなどが届きました。

幼児センターの宮田誠市所長は「毎回子どもたちのために送っていたいただき本当にありがたい。大事に使ってほしい」と話してくれました。



3/11 (火)

「薬物はダメ・絶対」 ～ 中学3年生保健講座

3月11日、卒業を目前に控えた中学3年生18名を対象に、古平中学校で「保健講座」が開かれました。

講座は、3・4時間目を使い、2種類の内容で行われ、「薬物乱用防止教室」では講師の俱知安保健所の桑名さんが、薬物の怖さや身体への悪影響について説明し、「薬物は一度使ってしまうと絶対自分の意志では止められませんが、絶対、ダメです」と生徒に訴えました。「思春期教室」では講師の俱知安保健所の松田さんが、性感感染症について説明し、「自分や相手のことを大切にし、良く考えて行動しましょう」と話しました。

授業を受けた後、山口泰生さんと成田慧くんは「僕たちの将来のために、とてもわかりやすく勉強させてもらいありがとうございました」とお礼を述べていました。



3/14 (金)

「野菜上手に切れたよ」 ～ きりんサークル 親子クッキング

3月14日、子育て支援センターに登録している保護者でつくるきりんサークルが親子クッキングを行いました。同サークルは月2回開催されており、今回は今年度最後の開催で、母親9名と子ども18名の、合わせて27名が参加しました。

メニューは「焼きそば」と「おにぎり」で、子どもたちはお母さんと一緒に野菜を切ったりおにぎりを丸く握ったりし、最後は全員で美味しく食べました。

サークルの代表の齋藤あゆみさん（浜一）と本間夏美さん（港町）は「母親の年齢に関係なく、同年齢の子を持つ親同士ということで育児の話をすることができ交流を深めることができたし、親子で参加し、楽しい、また来たいと感じるサークルでした」と話してくれました。



国民健康保険から
のお知らせ

70歳以上75歳未満の自己
負担限度額

【自己負担限度額とは】

■1か月の自己負担限度額
1か月（月の1日から月末まで）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、その超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる方には申請勧奨をしております。
あらかじめ、入院等により医療費の自己負担額が高額となることが予想される場合は、限度額適用・標準負担額認定証を申請することをお勧めいたします。

①限度額適用認定証は、医療費の自己負担額が下記（表1）の額を超えていても一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。
②標準負担額認定証は非課税世帯の、入院中の食事代などの一部が減額となります。

（表1）

区分	限度額（月額）	
	個人・外来	世帯・入院
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
現役並み所得者	44,400円	80,100円+（かかった医療費-267,000円×1%） ※44,400円

※世帯・入院単位での高額療養費の支給が12ヶ月以内に3回以上となったときの4回目からの限度額

各種手続きは14日以内の
手続きが必要です

【国保加入・喪失など】

国保は職場の健康保険などに加入していない人に医療を保証する保険です。次の方は手続きが必要な場合がありますので健康保険加入の有無をご確認願います。

健康保険証をもっていますか？
転職していませんか？
住所変更（転入・転出・転居）していませんか？
家族の人数に変わりはありますか？

か？
お子様就職していませんか？
生活保護を受け始めた・受けなくなった！

その他、手続きが遅れると、緊急時の病院受診は医療保険の適用にならず（全額自己負担）手続き後の医療費から適用になることや、医療費を返還するといったケースが発生しています。

倒産・解雇・雇い止めなどにより
離職された通年雇用の方

【国保軽減対象者】

次の要件全てを満たしている方は申請により、2年間（離職翌日から翌年度末）前年度給与所得を1000分の30とみなして保険税を軽減します。

通年雇用（特定受給資格者・特定理由離職者）の方

離職時の年齢が64歳以下の方
離職理由のコード番号が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方

高齢受給者証の交付

【70歳以上75歳未満の方】

現在、お持ちの高齢受給者証はこれまでどおり、医療費の自己負担割合が、1割に据え置かれることになりました。4月から使用する高齢受給者証は、3月中にお手元にお届けいたします。お手元に届かない場合があります。お問い合わせください。

（お問い合わせはお気軽にどうぞ）
役場 民生課 健康保険係
（和泉・人見（幸））

☎ 42・2181

国民年金についてのお知らせ

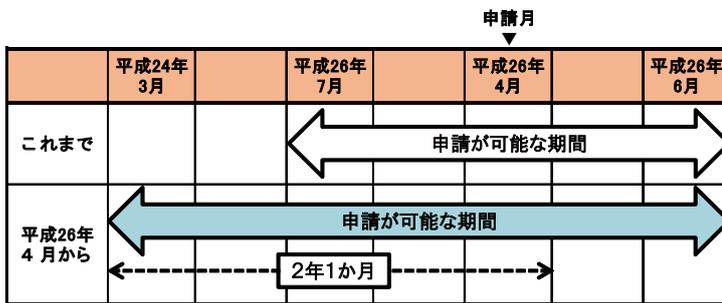
4月から保険料の免除申請期間や 年金受取範囲などが一部変更になります

■国民年金保険料の取扱い が変わります

○さかのぼって免除申請ができるようになりま

さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででしたが、過去2年（2年1か月前）までさかのぼって申請ができるようになります。（学生納付特例も同様です）

【例】免除・納付猶予の場合（平成26年4月に申請する場合）



○法定免除期間の保険料が納付でき
ます

法定免除期間のうちご本人が申し

出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになります。

○付加保険料も2年間納付できません国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになります。

■年金の受け取りなどの仕組みが一部変わります

○子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

遺族基礎年金を受け取れる遺族の範囲が、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に加え「子のある夫」まで広がります。

○未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

未支給年金を受け取れる遺族の範囲が、亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹」に加え「それ以外の3親等内の親族（甥、姪、おじ、おば、子の配偶者など）」まで広がります。

○繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます

老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げ請求があったときは、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

金が支給されます。

○さかのぼって障害者特例による支給を受けられます

障害の状態にある方が障害者特例の請求をした場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を習得したときにさかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

○障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます

障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たず請求することができます。

○国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に加算されます

国民年金任意加入被保険者が保険料を納付しなかった期間については合算対象期間として受給資格期間に算入されます。

○年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

年金受給者が所在不明となつて1か月以上経過した場合、世帯員は所在不明である旨の届出をする日必要があります。

◇お問い合わせ先

小樽年金事務所

☎ 0134-655002

役場 民生課 戸籍年金係

☎ 42-2181

国や道などからのお知らせ

【各種自衛官等の募集】

幹部候補生（一般・歯科・薬剤）
予備自衛官補（一般・技術）、医
科・歯科幹部、自衛官候補生（男
子）を募集します。

細部応募資格等についてはお問い
合わせください。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所（小樽市稲穂2
22 4 樽石ビル2F）

☎0134-225521

【確定申告書の内容が間違っていたとき】

提出した確定申告書に計算誤りや
申告漏れなど、申告内容に誤りがあ
ることに気付いた方や、うっかり確
定申告書の提出を忘れていた方は
ありませんか。

もう一度ご確認ください。

税額を多く申告していたことに気
付いたときは、「更正の請求書」を
提出して正しい税額への訂正を求め
ることが出来ます。

税額を少なく申告したことに気付
いたときは、「修正申告書」を提出
して正しい税額に修正してください。
また、確定申告書を提出しなけれ
ばならないのに提出を忘れていたと

きは、速やかに確定申告書を提出し
てください。

詳しくは、最寄の税務署へお尋ね
ください。

◇お問い合わせ先

余市税務署 ☎22-2093

【全国健康保険協会からのお知らせ】

○保険料率改定

全国健康保険協会（協会けんぽ）
北海道支部の平成26年度健康保険料
率は10・12％に据置きとなりました
が、平成26年3月分からの介護保険
料率につきましては、介護給付費が
年々増加し、協会けんぽが負担すべ
き介護納付金も増加していることか
ら、1・72％に引き上げざるを得な
い状況となっております。

厳しい経済状況の中ではございま
すが、何卒ご理解をいただきますよ
うお願いします。

○健診の受診を勧めます

協会けんぽでは、加入者の皆さま
に対して年度内1回に限り健診費用
の一部を負担しております。

健診を利用して、ご自身の健康状
態を知ることができ、また、日頃の
生活習慣を振り返る良い機会にな
ります。

ぜひ健診を受診して、生活習慣病
などの早期発見と早期治療につなげ
ましょう！

健診費用や健診の内容などにつき

ましてはお気軽にお問い合わせくだ
さい。

◇お問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部

☎011-726-0352

【国家公務員採用試験のお知らせ】

平成26年度国家公務員採用試験が
実施されます。

申込みはインターネット申込をご
利用ください。インターネットによ
る申込みができない環境にある場合
は、受付期間前に余裕を持ってお問
い合わせ先にご連絡ください。

○インターネット受付期間

・総合職試験（院卒者・大卒程度）

4月1日（火）～4月8日（火）

・一般職試験（大卒程度）

4月9日（水）～4月21日（月）

・一般職試験（高卒者・社会人）

6月23日（月）～7月2日（水）

○インターネット申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

○試験日程

・総合職試験（院卒者）

一次試験

行政ほか（基礎能力・専門試験）

4月27日（日）

（合格者発表日 5月9日（金））

・法務（基礎能力試験）

9月28日（日）

（合格者発表日 10月7日（火））

・総合職試験（大卒者）

一次試験

政治・国際ほか（基礎能力・専
門試験） 4月27日（日）

（合格者発表日 5月9日（金））

・教養（基礎能力・総合論文試験）

9月28日（日）

（合格者発表日 10月15日（水））

・一般職試験（大卒程度）

一次試験（基礎能力・専門・一般
論文（行政区分）専門（行政区分
以外）試験）

6月15日（日）

（合格者発表日 7月9日（水））

・一般試験（高卒者・社会人）

一次試験（基礎能力・適正・（事
務区分）・専門（事務区分以外）
作文（事務区分）試験）

9月7日（日）

（合格者発表日 10月15日（水））

・二次試験日程等、詳細については

「国家公務員試験採用情報ナビ」を

ご覧ください。

○国家公務員試験採用情報ナビ

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

◇お問い合わせ先

人事院北海道事務局第二課試験係

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

札幌第3合同庁舎

☎011-241-1248

情報

◇お問い合わせ先
余市警察署 ☎22-0110

○採用予定
平成27年4月1日以降

○試験日程
第1次試験 5月11日(日)
(合格発表予定日 5月23日(金))

○採用予定人員
男性A区分 165名
男性B区分 60名
女性A区分 35名
女性B区分 15名

○受験資格
・学歴
A区分 学校教育法による大学を卒業した者
B区分 A区分以外の者
・年齢
昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生れた者



【警察官募集！正義を仕事にしませんか？】
平成26年度北海道警察官採用試験（第1回）を実施します。

◇お問い合わせ先
北後志衛生施設組合衛生センター
☎22-4489



表1

	20ℓ 当たり	最低基本 料金200ℓ
現行	130円	1,302円
平成26年 4月から	134円	1,339円

し尿収集料金が、平成26年4月1日(火)から、消費税の引き上げに伴い、20リットル当たり130円から134円に改定されます。
なお、最低基本料金は200リットルで1,339円となり、現行料金より37円増えます。(表1参照)

し尿収集料金の改定について

札幌管区気象台からのお知らせ

大規模な黄砂が観測され、札幌で

4月是一年の中で最も空気が乾燥し花粉などが飛散する季節でもあり、黄砂も全国的に見ると特に4月に多く観測されています。
黄砂とは文字どおり黄色い砂のことで、東アジアの砂漠地帯や黄土地帯から強風により大気中に舞い上がった黄砂が浮遊しつつ降下する黄砂現象といえます。
日本では、上空の強い西よりの風(偏西風)によって、大陸に近い九州や時には北海道まで運ばれることがあります。
北海道でも平成22年4月2日に大規模な黄砂が観測され、札幌で

黄砂観測日数の月別平年値(1981~2010)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
日数	0.5	2.2	6.9	9.0	4.1	0.4
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日数	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5	0.5

「黄砂」の飛来に注意!

◇お問い合わせ先
札幌管区気象台天気相談所
☎011-611-0170

ここでは、黄砂が観測された地点の分布図を閲覧することができます。
また、日本で広範囲に濃い黄砂を観測した場合や予測した場合は「黄砂に関する気象情報」なども発表しています。
花粉症や気管支ぜんそく等の方にはこの時期、外出前に確認してはいかがでしょうか。

も見通しが10km未満となり、気象台にも市民から健康への影響を心配する問い合わせなども寄せられたほでした。
気象庁では平成16年1月から、ホームページで「黄砂情報」を提供しています。



オープンのお知らせ!! 家族旅行村



旅行村開設期間：

4月下旬オープン～10月中旬予定

予約受付：4月1日～

(AM9:00 から PM6:00 まで)

ケビン1棟にふるびら温泉券とパークゴルフ券
各2枚進呈
ほか季節によりケビン料金を1～2割引のサー
ビスもあります!

◆受付・お問い合わせ先：古平家族旅行村 ☎ 0135-42-4200

※ただし、4/1～オープン前日(土・日は休み)までのご予約先は、指定管理者 太平ビルサービス(株) 小樽営業所 ☎0134-27-6202 となりますのでよろしくお願いいたします。

<http://www.town.furubira.lg.jp/>



古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。

希望者は、家族旅行村指定管理者☎0134-27-6202まで。(随時受け付けます)

- | | |
|-----------|--|
| ◆作業内容 | ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃 |
| ◆募集対象及び賃金 | 一般750円/時間 高校生734円/時間 |
| ◆雇用期間 | 期間:5月ゴールデンウィーク、7月中旬～8月中旬の夏休み期間、ほか主に5月～10月上旬の土曜日
時間:午前9時～午後2時頃の間
(ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります) |



平成26年度 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。

- | | |
|---------|---|
| ① 対象者 | 昭和15年4月1日以前に生まれた方 |
| ② 配布申請 | 22枚綴1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。
代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。 |
| ③ 使用 | 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は利用できません。 |
| ④ 使用期間 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間有効。 |
| ⑤ 問い合わせ | 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」☎42-2290 |
| ⑥ 受付 | 平成26年4月1日午前10時から、随時受付します。 |
| ⑦ その他 | 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。
入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。 |



※優待券は、75歳となった本人に配布されるもので、本人以外には利用できません。

夫婦間で譲り受けることも禁止です。本人以外の利用を発見した場合は、今後の配布について検討します。ルールをまもって気持ち良くご利用ください!

ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介합니다。今月号は3月に誕生日を迎えた子どもです。



りお
猪股 里桜 ちゃん
3月27日生
保護者 工 貴さん
真奈美さん
(本陣)
(真奈美さんより)
元気で明るい子に
育てほしい

小田嶋組・福津組 除雪ボランティア

小田嶋組、福津組が除雪ボランティアとしてそれぞれ、空き家や公共施設の除雪を実施してくれました。小田嶋組は、作業員と小型の除雪機や重機で、国道沿いで不特定多数の住民が往来する場所に位置している空き家の屋根の雪下ろしを実施。福津組は「ほほえみくらす」の内覧会に合わせて、重機で、ほほえみくらすまでの道路や駐車場の除雪、融雪剤の散布を実施。それぞれ、地域住民や利用者の安心安全に大きく貢献してくれました。



3月3日 福津組
ほほえみくらす除雪



2月19日 小田嶋組
空き家除雪



リングプルが車いすに!

古平小学校が 車いすを寄附



古平小学校から、「いきいき生活支援センター」風花(社会福祉法人古平福祉会)へ車いすを贈る贈呈式が2月24日、同校の体育館で行われました。小学校では、空き缶のリングプルを集めて車いすと交換するという活動をしており、校内や町内各所に回収箱を設置し、今回、およそ5年間かけてリングプル690kgを回収し、車いす1台と交換しました。児童を代表して、小学6年生の児童会長の山口夏生さんから、「軽



くてとても使いやすい車いすだと思います。ぜひ使ってください」と手渡されました。車いすを受け取った「いきいき生活支援センター風花」の管理者斉藤亮さんは、「現在施設には4台の車いすがあるが、入居者の使用頻度も増えており、足りなくなってきたと話していたところだった。大事に使っていききたい」と感謝の言葉を述べていました。

小学校では今後も、次の1台へ向けて、リングプル集めを継続していきます。

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

節分を凍れと雪で迎えれど春は近いぞ明日は晴れる
 神様に授かりし道を精進し五輪に咲かせ大輪の華
 大切に作りし短歌清書すと朝の日差しす机に伺ふ
 久々に青空広がり庭の木の雀らやさしき声に呼びあふ
 この冬は寒暖の差のはげしくて立春過ごせばホツトする今
 九十八にてとうとう逝かれしテル叔母さま短歌のご指導感謝いたします

毎日の雪撥ねも夫はやさしくて「今日はいいぞ」と慰めくれる



古平俳句会

冴返る風の落した日の欠片
 早春の風にのりたる潮の音
 渡辺 嘉之

何事も半端は嫌ひ寒稽古
 寒紅や詠り弾けてをりにけり
 室谷 弘子

君子蘭友が形見の黄に咲きし
 毛糸編む指先老いてままならず
 山 悦子

バレンタインりほん結んで贈り物
 大好きな叔母の手料理冴返る
 仲谷 比呂子

浅き春長閑な日差し三日ほど
 薄氷にふれて心の和みをり
 高橋 重子

一枝にぬくもり見せて猫柳
 古里の山道に聞く初音かな
 山 哲



4月の休日当番病院

- ◆ 4月6日(日) 小嶋 内科 (☎22-2245)
 - ◆ 4月13日(日) 林 病院 (☎22-5188)
 - ◆ 4月20日(日) よいち北川眼科医院 (☎22-1308)
 - ◆ 4月27日(日) 池田内科クリニック (☎23-8811)
 - ◆ 4月29日(火) 黒川町整形外科クリニック (☎22-2447)
- ※当番医の診療時間は9時〜17時まで
 ※夜間については余市協会病院で急患に限り診療しております。
- 診療時間 午後6時〜翌日午前7時
 診療科目 内科、小児科、外科
 整形外科



ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

◎現金
 100,000円

和泉 ひな(旭 町)

おたんじょうおめでとう



氏名 生年月日 保護者 町内

伊藤 柚花ちゃん 2・18 博貴さん 本陣
 依田 妃那ちゃん 2・20 尚弥さん 旭町
 瀧野 至ちゃん 3・6 友和さん 泥の木

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
藤野 ユキさん	93歳	2・17	丸山町
滝内 ソヨさん	92歳	2・15	沢江町
齋藤 幸雄さん	69歳	2・24	旭町
村田タイ子さん	73歳	2・28	銀座
木村てつ子さん	75歳	2月下旬	御崎町
宮田 量市さん	80歳	3・5	浜五
金子 光雄さん	82歳	3・7	御崎町

町の人口と世帯数

	前月比
人口	3,464人 (-13)
男	1,626人 (-6)
女	1,838人 (-7)
世帯数	1,848世帯 (-5)
外国人	23人 (0)
男	2人 (0)
女	21人 (0)

(平成26年2月末日現在住民基本台帳人口)